横福指第 120 号 平成 27 年(2015 年) 8 月 27 日

指定通所介護事業者 様 指定介護予防通所介護事業者 様 指定認知症対応型通所介護事業者 様 指定介護予防認知症対応型事業者 様 指定居宅介護支援事業者 様 指定介護予防支援事業者 様

横須賀市長 吉 田 雄 人

指定通所介護事業所等における宿泊サービスを提供する場合の届出について

日ごろより本市介護保険事業にご協力賜わり、誠にありがとうございます。

さて、本市においては、平成27年7月1日付けで「指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例」等を一部改正し、指定通所介護事業者等が、その指定に係る指定介護事業所等の設備を利用して夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービス(宿泊サービス)を提供する場合には、本市に届け出る旨を規定いたしました。

この改正に伴い、宿泊サービスの届出に関する取扱いを別添のとおりとしましたので、既に宿泊サービスを実施している、又はこれから宿泊サービスを実施しようとする指定通所介護事業者等におかれましては、適切に届出を行っていただきますようお願いいたします。

また、利用者に対する宿泊サービスの提供に当たっては、利用者の安全及びプライバシー等の確保が不可欠になります。本市においては、平成27年7月1日付けで「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針」を制定しましたので、この指針に定める基準に従い、適切に行うよう併せてお願いいたします。

事務担当 横須賀市福祉部指導監査課 指導監査第1係 電話 046 (822) 8162 指導監査第2係 電話 046 (822) 8393